

国勢調査結果の利用状況

各種法令に基づく利用

1 衆議院議員選挙区画定審議会設置法

◆選挙区の改定（第3条）

- 衆議院議員選挙区画定審議会は、選挙区の改定を調査審議し、必要と認められるときは内閣総理大臣に改定案を勧告することとされている。改定案の作成に当たって、各選挙区の人口は「官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口」を用いることが規定

2 地方自治法

◆地方自治法で用いる人口（第254条）

- 地方自治法で用いる「人口」は「官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口」と規定

◆「人口」を要件として定めている主なもの

- 市となるための要件（第8条）
- 都道府県・市町村議会の議員定数（第90、91条）
- 指定都市、中核市、特例市となるための要件（第252条の19、第252条の22、第252条の26の3）等

3 地方交付税法

◆地方交付税交付金の算出（第12条）

- 地方交付税交付金（普通交付税）の額を決める基となる地方行政に必要な各種経費の算出において、国勢調査の調査結果である「人口」、「市部人口」、「町村部人口」、「六十五歳以上人口」、「七十五歳以上人口」、「都市計画区域における人口」、「林業、水産業及び鉱業の従業者数」、「世帯数」を用いるように規定

4 過疎地域自立促進特別措置法

◆過疎地域の認定（第2条）

- 過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」として認定されるための要件は国勢調査の結果を基にした市町村の35年間の人口減少率が一定の基準を超えた場合等と規定

5 政党助成法

◆政党交付金の算出（第7条）

- 政党へ交付する政党交付金の総額を求めるために「基準日における人口（基準日の直近において官報で公示された国勢調査の結果による確定数をいう。）」を用いることが規定

※上記以外にも地方税法、公職選挙法、都市計画法施行令、農村地域工業等導入促進法施行令、災害対策基本法施行令、交通安全対策特別交付金等に関する政令、低開発地域工業開発促進法施行令、

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令、地方道路譲与税法施行規則など、多くの法令で国勢調査の結果を用いることが規定

行政上の施策への利用

1 少子・高齢化関連

◆国における少子化対策推進基本方針や新エンゼルプラン等の策定

- ・ 人口減少社会の現状を把握するために年齢階級別人口が利用

◆年金・医療費

- ・ 今後の年金や医療費の負担と給付について審議する場で国勢調査の結果や国勢調査の結果を基に推計した将来推計人口が基礎資料として利用

◆生き方・ライフスタイルの変化による社会福祉制度等への影響の検討

- ・ 年齢階級別の未婚率が利用

◆高齢者福祉問題

- ・ 高齢者福祉を検討する際に一人暮らしの高齢者の数が基礎資料として利用

◆子育て環境の充実

- ・ 保育所等の子育て関連施設の充実度を測る指標に就学前の人口（0～5歳人口+6歳人口の半分）が利用

2 防災関連

◆防災計画の策定

- ・ 人口、人口密度、人口分布（都市部では昼間人口）等が基礎資料として利用

◆災害復興計画の策定

- ・ 新潟県中越沖地震の復興プランを策定するための基礎資料として利用

◆被害予測

- ・ CMS（センサスマッピングシステム）のデータを利用した被災地の避難人口の推計
- ・ 火山の噴火を想定した防災マップの作成の基礎資料として利用
- ・ 洪水の被害予測の基礎資料として利用

◆被害予測システムの開発

- ・ 「簡易型地震被害想定システム」（消防庁）におけるデータとして利用

3 行政上の計画の策定

◆国土開発

- ・ 国土計画の長期構想である全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」戦略推進指針の策定や国土計画の在り方・課題を検討する国土審議会における基礎資料として利用
- ・ 国土利用計画法に基づく全国、都道府県、市町村計画を策定するための基礎資料として人口や小地域集計の結果が利用

※上記以外にも労働政策、産業政策、住宅政策、環境整備など、国勢調査の結果は多方面で利用されています。

国民経済計算の推計への利用

国勢調査の結果による世帯数や産業別雇用者数が国内総生産（GDP）等を計算する国民経済計算の推計に利用

具体的には、国民経済計算の中の経済活動別就業者数及び雇用者数は、国勢調査の結果による産業別、従業上の地位別就業者数・雇用者数を基に推計。また、産業連関表の付帯表として作成され、雇用創出への波及効果シミュレーション等に利用されている雇用マトリクス(生産活動別職業別雇用者数表)は、国勢調査結果の産業・職業別雇用者数を基に計算

最近の白書等における分析での利用

各府省庁において行政課題とその対策を取りまとめた白書等による、現状の把握は不可欠であるが、現状を把握する上で国勢調査の結果による「人口」に関するデータは高い頻度で利用。例えば、平成18年の「国民生活白書」や「年次経済財政報告」（経済財政白書）などで国勢調査の結果が利用、平成19年の「少子化社会白書」では、我が国の少子化の現状を国勢調査の結果を用いて分析

学術研究等への利用

◆将来人口、世帯数の推計

- 厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は国勢調査の結果を利用して将来人口の推計と世帯数の将来推計を行っている。将来人口の推計には男女年齢各歳別人口、世帯数の将来推計には世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別一般世帯数等が利用

◆生命表の作成

- 平均寿命等を算出するための生命表の作成に年齢別人口が利用

他の統計への利用

◆標本調査の調査区フレーム

- 総務省の労働力調査や家計調査を始め、消費動向調査（内閣府）等の各府省の統計調査の調査区フレームに利用

◆標本設計

- 標本調査の調査客体を決定する際、国勢調査の結果を用いて標本設計が行われている。

◆他の統計で推計をする際のベンチマーク（指標）

- 標本調査を推計する際のベンチマーク（指標）に利用